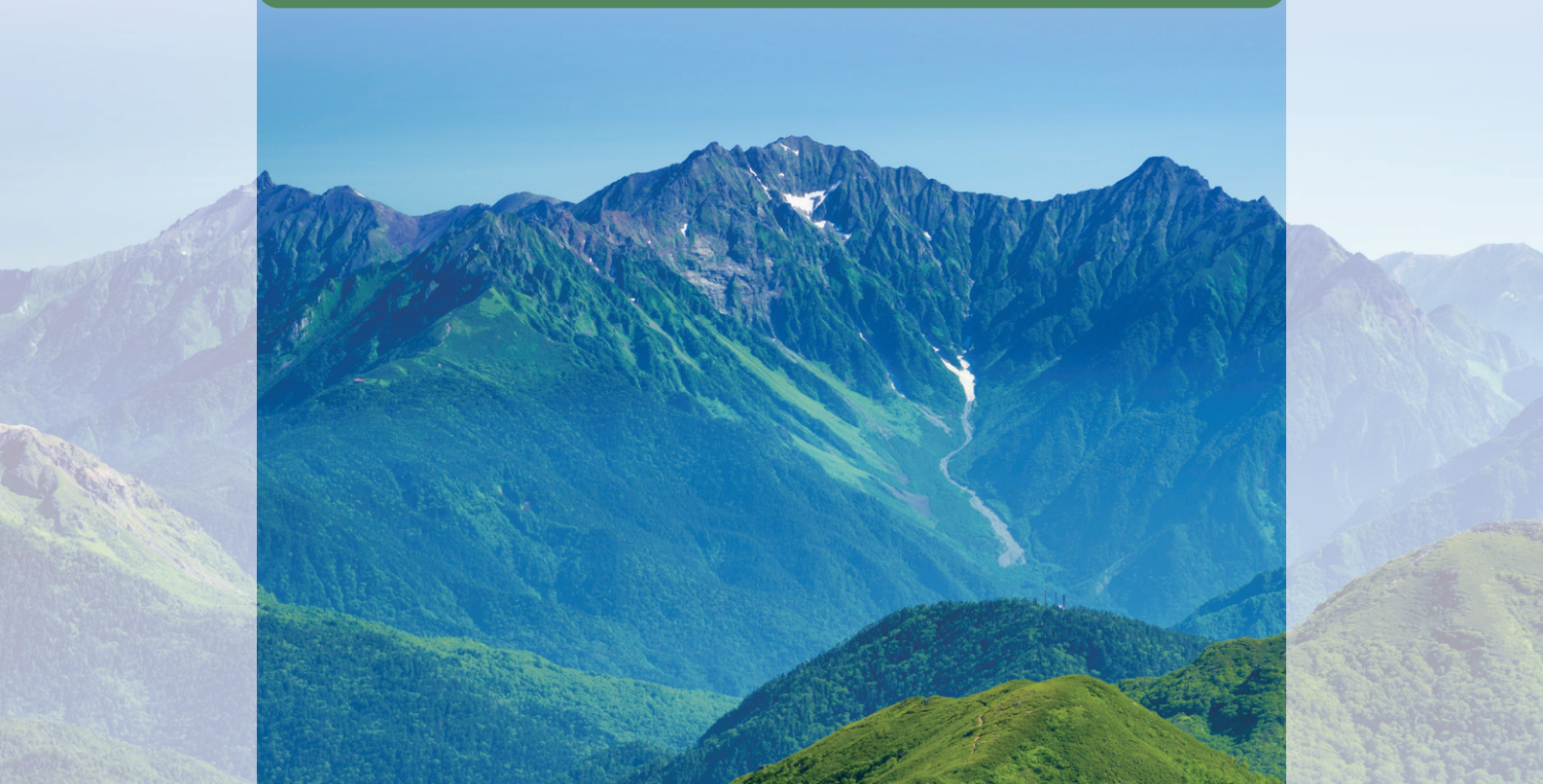


Q&A

特例 平成30年4月新設
事業承継税制

〈第2版〉



はじめに

中小企業経営者の年齢のピークが今や69歳になろうとしています。中小企業の廃業数も急増しており、事業承継を急がなければ、日本の経済を底辺から支えている中小企業の技術やノウハウが消失してしまう危険があります。このような背景の中で、平成30年度の税制改正において現行の事業承継税制を改良して、対象株式数を100%、相続時の評価額を100%に拡大し、雇用確保要件を実質撤廃、株式譲渡、合併、廃業時の減免措置追加等した、新しい「特例事業承継税制」が創設された次第です。

特例事業承継税制の適用は、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて作成された「特例承継計画」を都道府県へ提出することを条件に、認められます。その対応は緊急を要するため、「特例承継計画」の提出期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とされています。

特例事業承継税制の創設を契機に、自社の早期経営改善計画の立案・実践の中でより収益性の高い企業に磨き上げつつ、後継者の経営力を育み、会社の永続発展につなげ、従業員、取引先、ひいては社会に貢献できる企業を目指したいものです。

目次

I

特例事業承継税制の概要

Q 1: 後継者に無税で事業承継	1
Q 2: 特例承継計画の事前提出が条件	2
Q 3: 現行の事業承継税制と特例事業承継税制の違い	4

II

制度を利用するための要件など

Q 4: 適用を受けることができる先代経営者と後継者	6
Q 5: 贈与者と受贈者の範囲が拡大	7
Q 6: 雇用確保要件の緩和と事業継続要件	9
Q 7: 売却・合併による消滅・解散時の減免制度創設	11
Q 8: 親族外への相続時精算課税の適用	13
Q 9: 適用対象となる会社	14
Q10: 資産保有型会社及び資産運用型会社とその適用除外	16

III

特例事業承継税制の活用に向けて

Q11: 非上場株式等の納税猶予制度の全体像	18
Q12: 特例承継計画の内容	20
Q13: 事業承継を成功に導く5つのステップ	21

本冊子は、財務省から公表された「平成30年度税制改正の大綱」(平成29年12月22日閣議決定)及び「所得税法等の一部を改正する法律案」に基づいてまとめています。今後、国会の審議状況等によって改正内容が一部変更されることがありますのでご注意ください。